

元文三年成功歸藩して祿百石を増し、三百石を受けらるることになった。元文二年覺仲前田吉徳の命を受けて加賀國産物志を著し、次いで藥草繪形帳を編じた。寛保二年歿、享年七十。

ウチヤマカクテユウ 内山覺仲 加賀藩の御醫師。祿百三十石。文政三年四月廿二日公事場に於いて詮議せられ、一類御預となり、同年十二月六日能登島へ流刑に處せられた。

ウチヤマサンセイ 内山三清 慶長十一年富山に於いて前田利長に仕へた醫師で、本道の醫の名の見えること加賀藩に於いて之を嚆矢とする。その子に覺仲があつた。

ウチヤマタウゲ 内山峠 河北郡松根から、越中西礪波郡内山の部落に出る國界の峠。

ウチヤマヨウフク 内山養福 初め金澤の町人で齋田屋九郎右衛門といつたが、後町醫者となつて齋藤氏を稱し、次いで内山覺順の養子となり、天明三年八月二百石を相続し、享和元年歿した。

ウチユウ 宇中 ↓ワダウチユウ 和田宇中。

ウチヲ 内尾 石川郡河内庄に屬する部落。

ウチヲタニ 打尾谷 河北郡金浦郷に屬する部落。

ウツギ 打木 能美郡粟津郷に屬する部落。

ウツギ 打木 石川郡中村郷に屬する部落。

ウツギハマ 宇津木濱 石川郡打木の海濱をいふ。佐那武社奉願に、『於宇津木濱參百目玉貳拾五町幕入爲諸願成就奉掛者也。寛永拾五曆六月吉日加州住市村新平貞繩。』と見え、この地藩政末期に於いても銃炮試射の演習所であつた。

ウツラギ 打良木 ウツ 鳳至郡東中尾の内

ウチ—ウノ

の小屋。

ウツラダチ 鷺立 俳書一冊。寶曆十一年菱水が金澤の四樂庵を甥に譲つて、水無月朔日小松に移住し、更に十三年秋京に遊んだ。この時に成つた記念の集が即ち鷺立で、題言の外、尼素園の序、蝶夢の跋があるが、刊記はない。

ウツロ 窶 鳳至郡仁岸郷に屬する部落。

ウツロ 打呂 珠洲郡大町泥木の内の小屋。

ウツロウチ 宇津呂氏 一向一揆の徒で長享中に備前、天正中にその子丹波などの名が見える。宇津呂氏を宇津尾又は宇津良に作るものは誤である。又宇津呂氏の祖先から小松多太神社の神職古曾部氏に系を引いた者は、同神社の偽撰奉納軍記に基づくもので、信ずることができぬ。

ウツロタンバ 宇津呂丹波 能美郡波佐谷の城主。又同郡金平・大野・江指三村に涉る城山も宇津呂丹波の居といふ。天正八年柴田勝家は波佐谷を陥れ、丹波及び子藤六の首を安土の信長に献じた。

ウツロビゼン 宇津呂備前 能美郡波佐谷の堡主である。長享二年石川郡高尾城の富樫政親を一向一揆が攻めた時、備前は野々市諏訪の森に陣したとある。

ウドガタニヤマ うどが谷山 鳳至郡谷内部落から西方に在る山。高さ二五五米。

ウドノ 藪野 ↓オトノ 藪野。

ウナギネリ 鰻煉 ↓ツダドウジユン 津田道順。

ウニウ 鵜入 鳳至郡大屋庄に屬する部落。能登名跡志に、『鵜入村は下山より十九町餘あり。彌十郎とてよき百姓あり。』とある。

ウネダ 畝田 石川郡大野庄に屬する部落。日本靈異記に、寂林法師が加賀郡畝田村に至り、年を経て止住したことを載せてあり、その頃は加賀郡であつたのである。龜尾記に、此の村に沖城・孫兵衛屋敷などの跡があると記してゐる。

ウネダジンジャ 畝田神社 石川郡畝田に鎮座する。式内等舊社記に、『畝田神社。大野庄畝田村鎮座。稱牛堂。舊社也。』加越能舊社記に、『畝田領の内に牛堂と申神社あり。神體は大威徳明王の由。往古は七堂伽藍にて社僧も有之由。金にて作りたる雉子等埋み有之由』と見える。明治以降武三熊社と稱し、同四十年武三熊神社と改められた。

ウネメシ 采女石 白山大汝岳の南麓千蛇池との間にあつた。白山記に、加賀室の傍に一丈餘の石があつて、それを采女と名づけるとある。又白山宮莊嚴講中記録天文二十三年噴火の條に、『丙辰年燒留ル。惣々采女邊、依報、爲鉢相替候也。』とあるも、その采女石附近のことである。白山遊記に、『自大汝一向南麓。有伊勢宮址。又有采女祠址。按元享釋書云。五萬八千采女者堅牢女天之變作也。蓋往時祀此女天者歟。』とある采女祠も、采女石に關係あるものであらう。

ウノイチロベエ 宇野市郎兵衛 前田綱紀に仕へて御馬廻組に班し、享保四年歿。第三代又市直副の時家系斷絶した。

ウノウラ 鵜浦 鹿島郡北三郷之内中山郷に屬する部落。隣邑に上湯川があつて下湯川がないから、鵜浦がもと下湯川であつたのであらう。一宮氣多神社の鵜祭に備へる鵜を捕

へる地で、前田氏は鵜捕部廿一戸を定め、鵜田二段歩を附け置いた。その鵜を捕へるところは斷崖直に海に臨み、それを鵜捕崖といふ。能登名跡志に、『鵜浦村は一宮の鵜祭の鵜を取て捧ぐる也。鵜田と云ひて神地あり。當屋の者田を作り、鵜を捧ぐる也。此村より一宮まで十三里。此謂は、昔北島の女神此磯に寄り給うて、一宮の御神と夫婦に成給ふ。其後御中惡敷也、越後國能生へ飛給ふ。委くは一宮の所にあり。此村に御門主神社立ち給ふ。』と記する。

ウノケ 宇野氣 河北郡金津庄に屬する部落。加那録に、うのけの橋より右の方に池があり、毒水であると記する。もとは宇氣を明治初年宇野氣とし、大正十年宇野氣新を宇野氣と稱するに及び、宇野氣を宇氣に改めた。

ウノケガハ 宇野氣川 河北郡余地の北方山地から發し、南流して上田名を經、北方に屈曲し、源を高松の北に發する一支流と合し、南流して横山・宇氣及び宇野氣を經て河北潟に入るもので、その宇氣と宇野氣との間に於いては東方から多くの細流を受ける。流程凡べて一〇軒。

ウノケシン 宇野氣新 河北郡金津庄に屬する部落。もと宇氣新と書いたを明治中宇野氣新に改め、大正十年宇野氣に改めた。

ウノデンナイ 宇野傳内 ↓ユサクラウド 游佐藏人。

ウノナホスケ 宇野直副 通稱又市。寶曆四年父武兵衛直政の遺知二百二十五石を繼ぎ、御馬廻組に班した。明和五年出銀受拂奉行に任じたが、安永中所管の銀子に關し私曲あるを以て揚屋に收容せられ、次いで獄死し